

令和 5 年 6 月 1 日

## 掘り起こし・総ざらい等に関する JESCO の取組状況

## PCB 処理営業部

令和 4 年 5 月のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更により高濃度 PCB 廃棄物の処理完遂に向け、事業終了準備期間においても処理を行うとともに、新規に発見された北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等については、大阪 PCB 処理事業所及び豊田 PCB 処理事業所で処理することとされた。このような情勢の変化を踏まえつつ、各事業エリアでは、関連する自治体、地方環境事務所等と連携して保管事業者への対応を実施し、掘り起こし・総ざらいの取組を進めている。

## 1. 変圧器・コンデンサー等に関する処理

## 1) 北九州事業エリアの状況

- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等は、平成 30 年度末に計画的処理完了期限を迎え、その後に発見された処理対象物（以下「期限後物」という。）を、大阪及び豊田の PCB 処理事業所（以下「事業所」という。）で処理を行っている。
- 令和 4 年度には、環境省から以下のような対応方針が提示された。
  - ・九州沖縄エリア内の変圧器・コンデンサー等は大阪事業所、中国四国エリア内の変圧器・コンデンサー等は豊田事業所で処理する。
  - ・運搬距離が長距離となることから、合積みにより収集運搬料金の低減を図るべく、集中搬入期間を設ける（大阪事業所では令和 4 年 10 月～12 月、豊田事業所では令和 5 年 1 月～3 月）。
- JESCO では、北九州事業エリア内の自治体や地方環境事務所と連携して保管事業者への対応を行い、令和 5 年 3 月末までに、419 件の保管事業者（変圧器 5 台、コンデンサー 718 台、廃 PCB 油 121 本、保管容器 75 台）の搬入を行った。このうち、大阪事業所への搬入は 149 件の保管事業者（変圧器 1 台、コンデンサー 231 台、廃 PCB 油 37 本、保管容器 36 台）、豊田事業所への搬入は 270 件の保管事業者（変圧器 4 台、コンデンサー 487 台、廃 PCB 油 84 本、保管容器 39 台）となった。未搬入は 5 件の保管事業者（コンデンサー 5 台、保管容器 3 台）となっており、これには代執行案件 4 件（コンデンサー 4 台、保管容器 2 台）が含まれる。
- 令和 5 年度の対応については、環境省から以下の方針が示されている。すなわち、今後再度、集中搬入期間を設定する予定であり、それまでの間は JESCO での新規登録や契約は行わない。これまでのところ、北九州事業エリア内で 10 件程度の新規発見事案があり、引き続き自治体や地方環境事務所と連携して、処理手続き再開に備えて適正保管と情報の把握等を図っている。

## 2) 大阪事業エリアの状況

- 大阪事業エリアの変圧器・コンデンサー等は、令和3年度末に計画的処理完了期限を迎え、上記の北九州事業エリアの期限後物の処理と併せて、事業終了準備期間を活用した処理を進めている。
- 処理に手間のかかる廃 PCB 油を計画的に処理するとともに、令和4年4月以降は毎月10件程度（コンデンサー13台程度）の新規発見が続いている変圧器・コンデンサー等に対して、都度、自治体と連携して PCB 特措法の届出と JESCO への登録に速やかに誘導し、その後の契約締結・処理につなげている。
- 令和4年4月以降に新規登録された保管事業者は、令和5年5月20日時点で、135件（変圧器2台、コンデンサー175台、廃 PCB 油343本、保管容器4台）、未搬入の保管事業者は33件（コンデンサー41台、廃 PCB 油47本、保管容器3台）となっている。また、事業終了準備期間における代執行は1件（コンデンサー1台）にとどまり、それ以外の処理手続難航者は発生していない状況である。
- 新規発見の低減に向け、各自治体において広報誌への掲載やホームページによる発信、業界団体への周知等が行われているが、今後、処理完了に向けて、より具体的な契約締結等のスケジュールの周知を図るとともに関係機関がより一層、連携を強化して対応していく。

## 3) 豊田、東京及び北海道の各事業エリアの状況

- 表記3事業エリアでは、共に令和4年度末に計画的処理完了期限を迎え、現在は事業終了準備期間を活用した処理を進めている。自治体や地方環境事務所に未搬入保管事業者等の情報を共有し、自治体の立入調査・指導への同行も行いながら、連携して対応している。
- 令和5年4月以降の事業終了準備期間に新規登録された保管事業者は、5月20日時点で、豊田事業エリアでは4件（コンデンサー1台、廃 PCB 油15本）、東京事業エリアでは17件（コンデンサー27台、廃 PCB 油22本、保管容器47台）、北海道事業エリアでは13件（コンデンサー20台、保管容器1台）となっている。
- 令和5年5月20日時点で各事業所へ未搬入の保管事業者は、計画的処理完了期限までに登録され未搬入の保管事業者も併せると、豊田事業エリアでは20件（コンデンサー23台、廃 PCB 油27本、保管容器2台）、東京事業エリアでは47件（コンデンサー67台、廃 PCB 油26本、保管容器52台）、北海道事業エリアでは90件（コンデンサー185台、廃 PCB 油3本、保管容器29台）となっている。

## 2. 安定器・汚染物等に関する処理

### 1) 北九州・大阪・豊田事業エリアの状況

- 表記エリアでは、令和3年度末に計画的処理完了期限を迎え、令和4年6月から北九州事業所で事業終了準備期間を活用した処理を進めている。
- 本年4月に開催された北九州市 PCB 処理監視会議において、環境省から以下の報

告があった。すなわち、令和4及び5年度の2年間での処理対象量1,196トンに対して、令和4年度末にまでに既に783トンの処理が完了し、順調に契約締結等の手続きや処理が進んでいる。

○また、令和5年度末での処理完了に向けた以下の契約締結等のスケジュールが環境省から示された。JESCOとしては、この方針に従って安定器・汚染物等の搬入・処理を引き続き着実に進めていく。

- ・現時点で存在が確認されている廃棄物や今後早期に新規発見された廃棄物については、「処分委託契約期限：8月末」、「搬入期限：10月15日」とし、11月末までの処理完了を着実に実施する。
- ・上記スケジュールを基本としつつ、何らかの事情でやむを得ず当該スケジュールに間に合わない案件、具体的には8月末直前または9月以降に新規発見された案件や代執行案件等については、令和6年3月中旬の処理完了を最終期限とし、「処分委託契約期限：12月末」、「搬入期限：1月末」とする。

## 2) 北海道・東京事業エリアの状況

○表記エリアでは、令和4年度末に処分期間を迎え、令和5年度末に計画的処理完了期限となる。また、令和6年度以降は事業終了準備期間を活用した処理を予定している。このような状況を踏まえつつ、自治体、地方環境事務所と定期的な打ち合わせを通じて情報共有等を図り、掘り起こし・総ざらいの取組を進めている。

○昨年度、各自治体の担当職員向けに、安定器に対する最終盤での掘り起こし調査の一助となるよう、照明器具のラベル情報や安定器の銘板情報によりPCB使用・不使用を判別するための最新の知見を提供するための「PCB使用安定器の判別等に関する研修会」を地方環境事務所や自治体と連携して開催した。今年度もこうした取組を引き続き実施する予定である。また、自治体からの相談に基づき、PCB使用安定器の掘り起こし調査への協力として、照明器具や安定器の写真による確認及び判定や現地調査等を実施している。

○JESCOでは、北海道と東京の両営業課課員をそれぞれ併任として、変圧器・コンデンサー等への対処と合わせて一体的に保管事業者への対応ができるよう、体制を強化している。

## 3. 今後の対応

○各事業エリアでの変圧器・コンデンサー等の処理に関する処理手続難航者の状況は、豊田事業エリアで2件（コンデンサー6台）となっている。北九州、大阪、東京及び北海道事業エリアでは、現在のところ処理手続難航者はいない。

○また、北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器・汚染物等の処理に関する処理手続難航者については、1件となっている。北海道・東京事業エリアの安定器・汚染物等の処理については、処理手続難航者はいない状況である。

○環境省からの処理継続要請の結果、北九州事業所及び豊田事業所での処理は、令

和5年度末には終了することとされていることなども踏まえ、処理手続難航者への対応を含め、処理完遂に向け、より一層関係機関との連携を強化して取り組んでいく。

○また、JESCOでは、本社営業部に各営業課の状況に応じて、柔軟に支援できる人員を令和4年4月から配置している。引き続き、PCB処理事業の終盤における体制を整備し、適切な確な営業業務を推進していく。

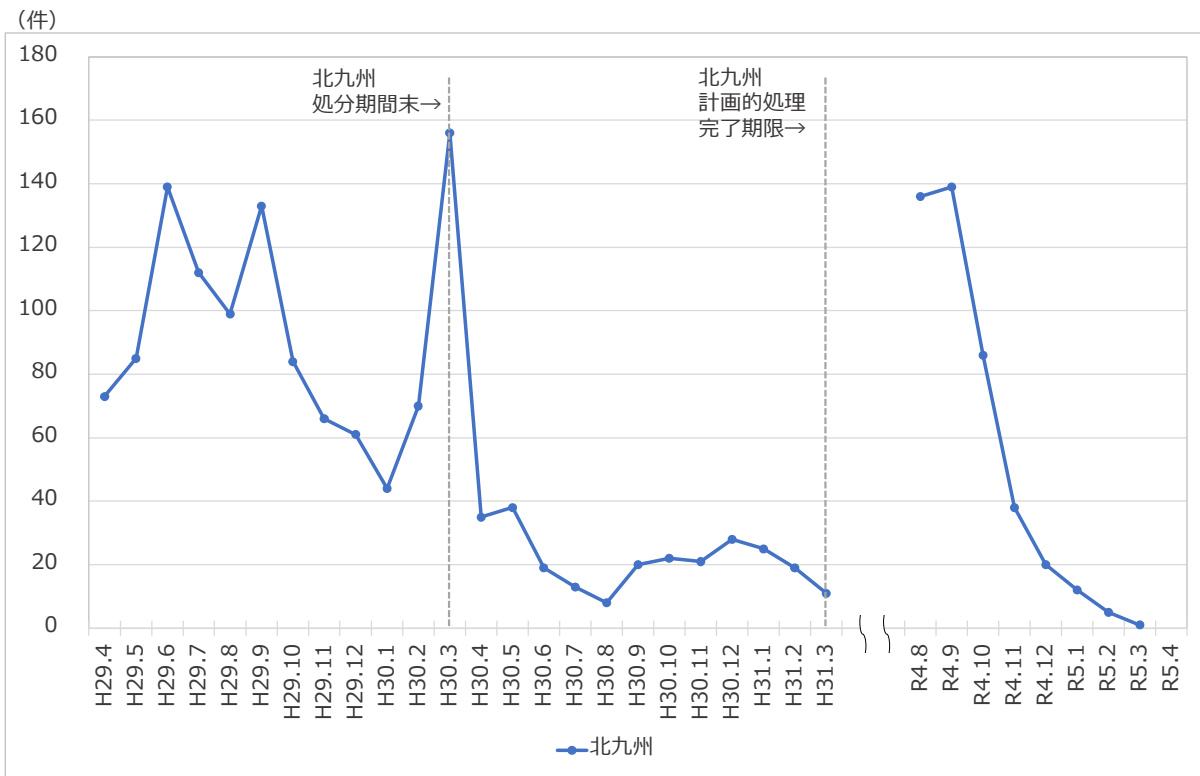
## 【参考】新規登録事業場件数の推移

### (1) 変圧器・コンデンサー等

- ・北九州事業エリアでは、大阪事業所及び豊田事業所での処理が決まるまでの間のJESCOで登録を受け付けていなかった期限後物について、令和4年8月から登録を再開しており、件数が一時的に増大した。両事業所での集中搬入期間終了後は、環境省の方針に従い新規登録の受け付けを行っていない。〈図1〉
- ・大阪、豊田、東京及び北海道事業エリアでは、令和4年度は比較的少ない件数であり、横ばい傾向で推移している。これら4事業エリア全体で事業終了準備期間に入った令和5年4月の合計件数は26件(コンデンサー43台、廃PCB油8本、保管容器5台)であった。〈図2〉
- ・北九州事業エリアの期限後物は、令和5年3月までの期間で平均を取ると毎月8件程度(コンデンサー15台程度)であり、他のエリアの事業終了準備期間での新規登録の状況と同程度の水準となっている。

### (2) 安定器・汚染物等

- ・北九州・大阪・豊田事業エリアでは、令和4年1月以降はJESCOで登録を受け付けていなかったが、令和4年5月から登録を再開した。令和4年度後半からは、毎月100件弱程度の新規登録が続いている。〈図3〉
- ・北海道・東京事業エリアでは、令和2年4月以降は処分期間末に向けて緩やかな増大傾向となり、処分期間末直後の令和5年4月は、北九州・大阪・豊田事業エリアと同様に、件数が大幅に減少した。〈図3〉
- ・北九州・大阪・豊田事業エリアと北海道・東京事業エリアでは、処分期間末及び計画的処理完了期限の時期がそれぞれ2年異なるが、令和4年度末時点での安定器・汚染物等の累計の処理実績では、北九州事業所で10,024t、北海道事業所で9,662tとなっている。



注：H31.4～R4.5及びR5.4は、新規登録を受け付けていない。R4.6～R4.7は、保管現場での廃棄物確認や保管事業者への意向確認等の手続きを進めており、新規登録は無し。

図1 北九州事業エリア（変圧器・コンデンサー等）の新規登録事業場件数

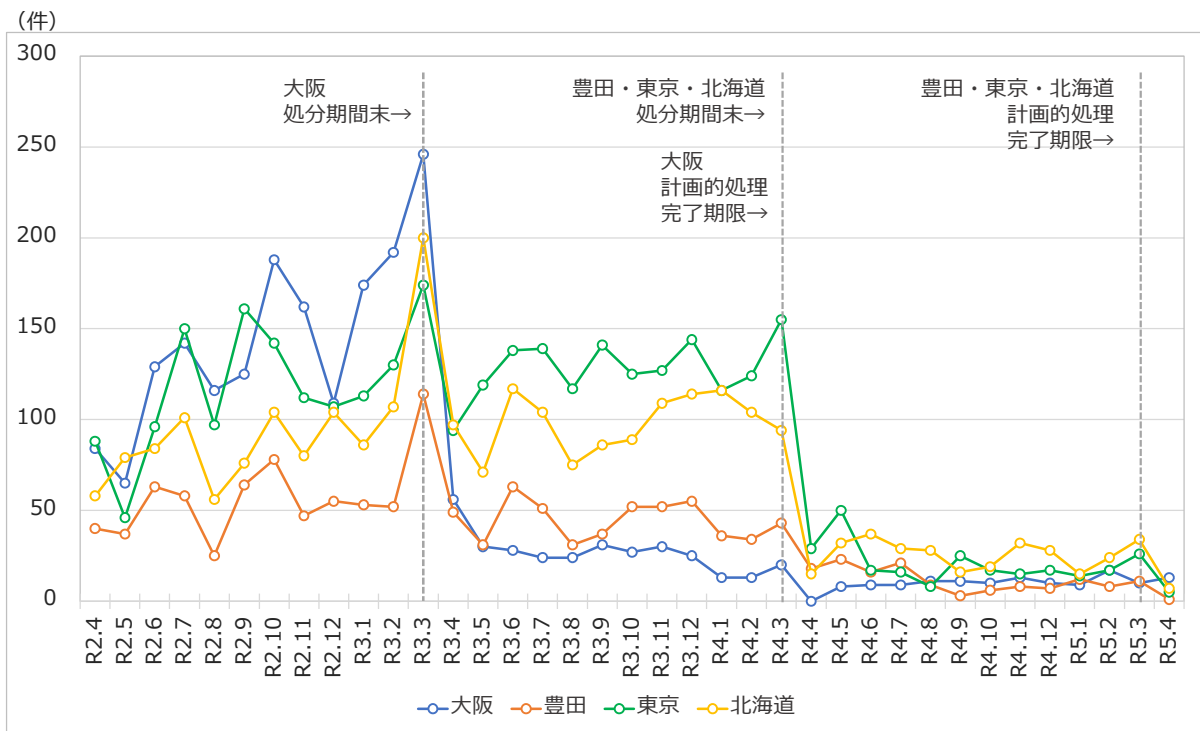
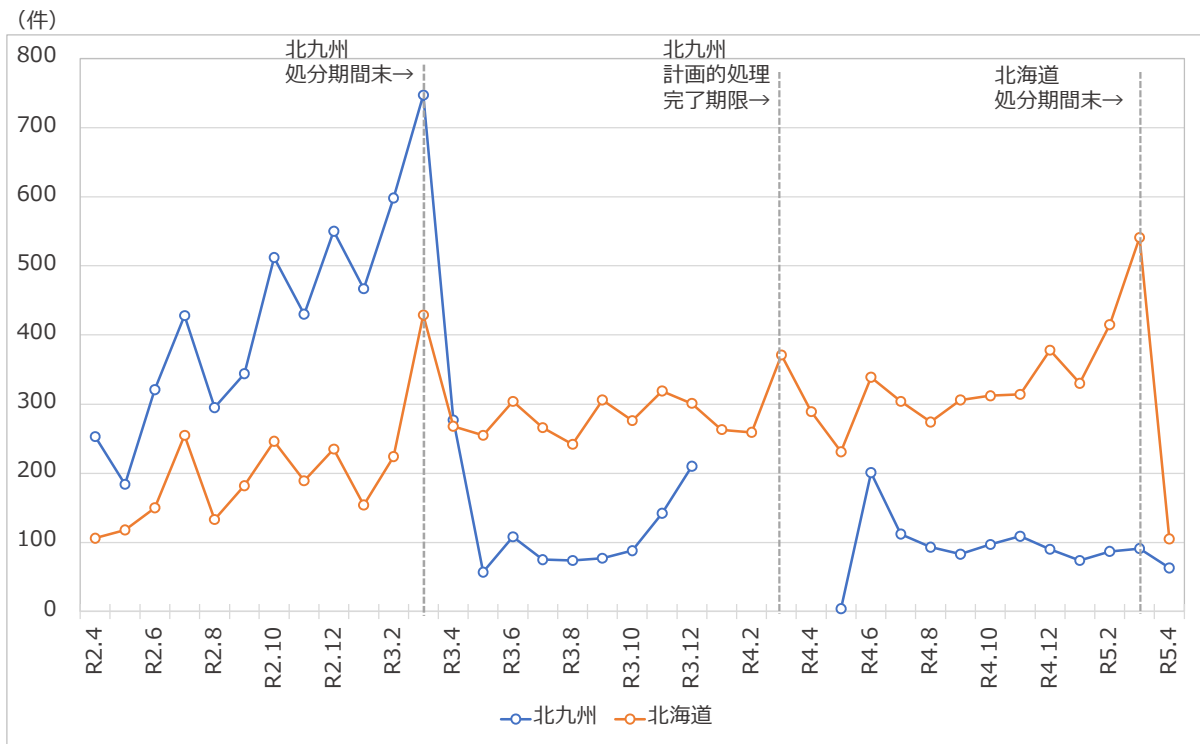


図2 大阪・豊田・東京・北海道事業エリアの新規登録事業場件数（変圧器・コンデンサー等）



北海道施設 処分期間末：R5.3 計画的処理完了期限：R6.3

注：R4.1～R4.4.26は、新規登録を受け付けていない。R4.4.27～R4.5中旬にかけて、各自治体や地方環境事務所と進め方の調整等を行っており、R4.5は4件。

図3 北九州・北海道両施設での新規登録事業場件数（安定器・汚染物等）